

野方小学校・沼袋小学校統合委員会 要点記録

第 1 回

開催日時	平成 19 年 7 月 9 日(月) 午後 6 時 30 分～7 時 55 分	
開催場所	野方小学校 図書室	
出席者	委員	佐藤 泰義、北原 奉昭、石川 誠一、本多 政良、 島田 恵美子、福田 敬子、矢島 信幸、中島 亮子、 荻野 勉、猿田 えり子、岡安 進、本間 みどり、 花岡 光明、伊野 啓子、平島 信明、小山 薫、 青山 敬一郎 (敬称略、順不同)
	その他	教育長、教育委員会事務局次長
	事務局	教育改革担当
会議次第	【議事】 1 野方小学校・沼袋小学校統合委員会の運営方法について 2 野方小学校・沼袋小学校統合委員会の開催スケジュールについて 3 その他 ① 現在の野方小学校施設の概要について ② 次回の開催日程について	

第 1 回 野方小学校・沼袋小学校統合委員会 会議要旨

1 開 会

- (1) 委嘱状交付 (菅野教育長より各委員へ交付)
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 委員紹介(自己紹介)
- (4) 事務局紹介
- (5) 委員長・副委員長の選出 (委員の互選により選出)
 - ・委員長 石川委員 (野方南自治会)
 - ・副委員長 荻野委員 (野方小学校評議員)

2 議 事

議事(1)野方小学校・沼袋小学校統合委員会の運営方法について

委員長

最初に、統合委員会の運営方法について、委員の皆様には試案があればどうぞ。

— 特になし —

委員長

それでは、統合委員会の運営方法について、事務局(案)があるので、事務局から説明いただき、協議して決定していくことでよいか。

— 異議なし —

(定足数)

委員長

それでは、統合委員会の運営方法の「定足数」について事務局(案)を説明いただきたい。

事務局

委員会は、定足数を設けないが、所掌事項の結果のとりまとめについては、委員定数の半数以上の委員が出席しなければならないこととしたい。

委員長

統合委員会の運営方法「定足数」の事務局(案)について、何か意見があればどうぞ。

— 意見なし —

委員長

特に意見がなければ、事務局(案)のとおり、意見のとりまとめをする場合には、委員定数の半数以上の委員の出席と、出席委員の半数以上の賛同がなければならないことにしたいがどうか。

— 異議なし —

(傍聴)

委員長

次に、統合委員会の運営方法の「傍聴」について事務局(案)を説明いただきたい。

事務局

委員会は、これを原則公開としたい。ただし、委員会の開催場所の関係から傍聴を希望する者がいる場合には、会議の前に傍聴の申し出を受け、委員長が委員会に諮って傍聴の可否を決定したい。また、会議途中で傍聴の申し出があった場合も同様の扱いとしたい。

なお、傍聴できない者として、

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) ビラ、プラカード、旗の類を所持している者
- (5) 上記のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者

禁止行為として、

- (1) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をすること。
- (4) 飲食をすること。
- (5) みだりに席をはなれること。
- (6) このほか、秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。

という規定を設けたい。

委員長

統合委員会の運営方法「傍聴」の事務局(案)について、何か意見があればどうぞ。

— 意見なし —

委員長

特に意見がなければ、事務局(案)のとおり、の取り扱いでよいか。

— 異議なし —

(委員の欠席にともなう代理出席)

委員長

次に、統合委員会の運営方法の「委員の欠席にともなう代理出席」について事務局（案）を説明いただきたい。

事務局

委員が都合により欠席する場合の代理出席は原則認めないこととしたい。ただし、意見があるときは、あらかじめ文書などで事前に申し出ることができることとしたい。

委員長

統合委員会の運営方法「委員の欠席にともなう代理出席」の事務局（案）について、何か意見があればどうぞ。

— 意見なし —

委員長

特に意見がなければ、事務局(案)のと通りの取り扱いでよいか。

— 異議なし —

(会議録)

委員長

次に、統合委員会の運営方法の「会議録」について事務局（案）を説明いただきたい。

事務局

会議録は、要点筆記・発言者無記名として事務局で作成し、中野区教育委員会ホームページと区政資料センターで公開したい。なお、区政資料センターでは配布資料も公開したい。

委員長

統合委員会の運営方法「会議録」の事務局（案）について、何か意見があればどうぞ。

— 意見なし —

委員長

特に意見がなければ、事務局(案)のと通りの取り扱いでよいか。

— 異議なし —

(活動の広報)

委員長

次に、統合委員会の運営方法の「活動の広報」について事務局（案）を説明いただきたい。

事務局

区民等への広報は、統合委員会の開催状況等を必要に応じて「統合委員会ニュース」を発行し、次の方法により広報したい。

- (1) 学校を通じ、両校の児童・保護者へ配付
- (2) 関係町会・自治会に回覧を依頼
- (3) 統合新校の通学区域内にある保育園・幼稚園を通じ、園児・保護者へ配布
- (4) 関係地域センター（野方・沼袋・新井・桃園）で窓口配布
- (5) 中野区教育委員会ホームページに掲載

委員長

統合委員会の運営方法「活動の広報」の事務局（案）について、何か意見があればどうぞ。

— 意見なし —

委員長

特に意見がなければ、事務局(案)のと通りの取り扱いでよいか。

— 異議なし —

(その他)

委員長

最後に、統合委員会の運営方法の「その他」について事務局（案）を説明いただきたい。

事務局

統合委員会の運営にあたり、特に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度委員会で協議して定めることとしたい。

委員長

統合委員会の運営方法「その他」の事務局（案）について、何か意見があればどうぞ。

— 意見なし —

委員長

特に意見がなければ、事務局(案)のと通りの取り扱いでよいか。

— 異議なし —

委員長

事務局（案）については了承いただいたが、他に何か意見等があるか。

委員

学校統合委員会の設置に関する要綱では、委員の任期が一律に統合委員会の廃止される日となっているが、PTA は、子どもが卒業してしまうので変わってしまう。また、対象校の校長や副校長は異動などでかわることがあるので、その取り扱いについて決めておく必要があるのではないか。

事務局

統合委員会の委員は個人に委嘱しているので、原則は本人から辞職願が提出されなければ委員は継続することになると考えている。町会・自治会やPTA から推薦された委員が推薦団体の構成員でなくなった場合には、新たな委員の推薦をその推薦団体に依頼したいと考えている。校長・副校長は辞職願を提出していただき、新たな方に委員をお願いする。

委員長

この統合委員会は、何年ぐらい続くのか。

事務局

統合新校が23年度に設置されるので、それまでの約4年と考えている。

委員長

PTA から推薦された委員が、PTA の構成員でなくなっても統合委員を継続した場合、新たな委員を推薦団体から推薦してもらい委嘱すると委員の人数が増えてしまうが大丈夫か。

事務局

PTA の構成員でなくなっても、せっかく関わっていただく方なので、統合委員を続けたい意向があれば、継続していただきたいと考えている。

委員

要綱では、2校統合の場合には、委員数を20人程度としている。学校長や副校長は異動などでかわることになるので、それと同様にPTA から推薦された委員がPTA の構成員でなくなった場合には統合委員ではなくなり、その団体から代わりの委員を推薦してもらうようにしたほうがよいのではないか。

事務局

要綱では、原則的なことを規定しているが、統合委員の継続や交代についてはこの統合委員会でどのようにするか決めていただければよい。

委員長

要綱の中では「2校の場合は20人程度」と規定されており、PTA から推薦された委員が、PTA の構成員でなくなっても統合委員を継続した場合、PTA から新たな委員の推薦をしていただくことから、委員数が増えていってしまうという問題がある。そのことを含めて、統合委員会できちんと決めておいたほうがよいのではないかとということであるが、他の委員の方の意見はいかがか。

委員

自分は、現在 PTA の役員ではないが、PTA から推薦いただき統合委員となっており、統合新校が設置されるまで委員を続けたい。

委員

本人の意向もあると思うが、統合委員会の経過もわかっている方が続けられるほうがよいと思う。

委員

多少、委員の方は増えると思うが、統合委員を続けたい方は継続していただいたほうよいと思う。

委員

約 1 年前から設置された第六中学校・第十一中学校統合委員会も、当初 22 人の委員でスタートし、現在は 24 人となっており、新たな委員を加えたのだと思う。1 年 1 年統合委員会での協議を積み重ねることにより統合新校が開校するのだと思うので、委員が若干増えても続けたい方は継続していただいたほうよいと思う。

委員

今回、PTA から推薦いただいた統合委員は、野方小学校と沼袋小学校で違いがある。もし、新たな委員を推薦いただく場合には、その辺のバランスをとることも必要ではないかと思う。

委員長

学校については、当該校の校長・副校長でなくなった時は、統合委員ではなくなり、新たに校長・副校長に就任した方を統合委員とする。町会・自治会や PTA から推薦していただいた統合委員が、その団体の構成員でなくなった場合や統合委員を辞職した場合には、推薦母体から新たな統合委員を推薦していただく。構成員でなくなった方については、本人が統合委員を続けたいという意向がある場合には、統合委員を続けてもらう。以上のことをこの統合委員会の申し合わせ事項としたいがよいか。

— 異議なし —

委員

統合委員会ニュースは、発行前に各委員が内容を確認できるのか。

事務局

統合委員会ニュースは発行前に各委員の方に確認をお願いしたいと考えている。また、要点記録についても公開前に確認をお願いしたいと考えている。

委員長

本日の協議のなかで統合委員会の運営について、統合委員会で協議していくつか決定した事項があるので、次回の統合委員会に文書で報告してもらいたい。

事務局

新たに統合委員会の運営について、明確になった事項について本日の資料に追記したものを次回の統合委員会で配付したいと考えている。

議事(2)学校統合委員会開催スケジュールについて

統合委員会の開催スケジュールの事務局案について、事務局から説明。

(概要)

- ・ 基本計画を今年度中に策定するので、基本計画に向けた協議が必要である。
- ・ 校舎の基本的な考え方となる「中野区立小中学校校舎のあり方検討会」の報告書が 7 月中旬に作成されるので、次回開催通知に同封し、事前に各委員に送付する。
- ・ 当初、次回開催を 9 月と考えていたが、議会の開催などもあり 10 月頃としたい。

事務局

スケジュールに関連して、次回基本計画に向けた協議にあたり、校舎の改築工事の概要を区の財産管理担当課長が説明し、また、中野区立小中学校校舎のあり方検討会の報告書について、学校施設を担当しております教育経営担当課長が説明する予定である。

なお、準備会の際に、この2人の課長についても委員として参加させていただくということで説明したが、統合委員会として校舎についての意見を取りまとめて、教育委員会に提出することになると、その2人の課長が取りまとめた意見を受ける側の立場にもなってしまいますので、おかしな形になってしまう。このことから委員という立場ではなく、事務局として出席させていただきたいと考えるがよろしいか。了承いただきたい。

委員長

スケジュールについては、事務局案のとおりでよいか。

— 異議なし —

議事(3)その他

(野方小学校施設の概要)

現在の野方小学校施設の概要について、事務局から説明。

<現在の野方小学校施設の概要>

- ・ 校地面積 8,515 平方メートル
- ・ 校舎延べ床面積（地下1階から3階） 5,110 平方メートル
- ・ 運動場面積 3,690 平方メートル
- ・ 体育館面積 約 550 平方メートル
- ・ プール面積 約 550 平方メートル
- ・ 普通教室 13 教室（1 教室約 66 平方メートル）合計 864 平方メートル
- ・ 特別教室等 16 教室（理科室、図画工作室、音楽室、図書室、生活科室、家庭科室、コンピュータ室、ランチルーム、丘の上ルーム、資料室、準備室）合計 1,041 平方メートル
- ・ 管理室 13 室（給食室、校長室、職員室、主事室、事務室、職員更衣室、放送室、保健室、印刷室、会議室、教材室、多目的室、PTA 室）883 平方メートル

※ 総計 42 室 2,788 平方メートル

委員

野方小学校の改築にともなう(仮)校舎となる現第六中学校への移転については、この統合委員会で協議をするのか。

委員長

この委員会での所掌事項ではないので、そのことについては、学校と事務局で協議していただきたいと思います。

(次回開催日程)

委員長

次回の委員会の日程を決めたい。次回は 10 月 23 日(火)午後 6 時 30 分から沼袋小学校で開催したいと思うが、よろしいか。

— 異議なし —

委員長

今回は、校舎改築工事の概要と基本計画に関する協議をしたい。

本日はこれをもって終了する。